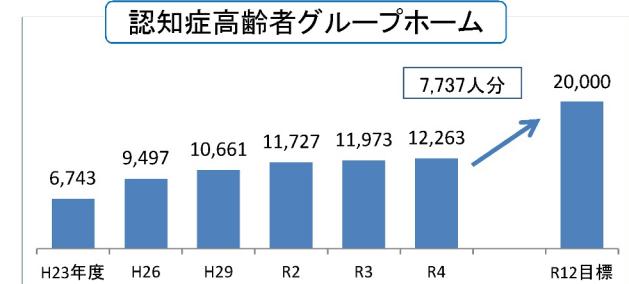
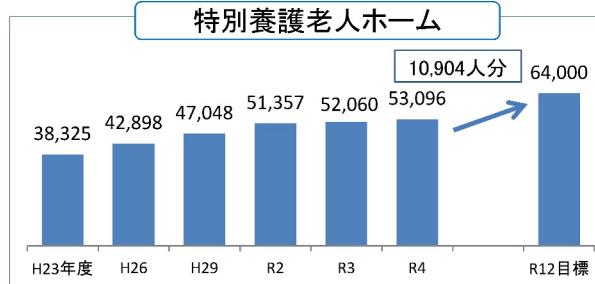


介護サービス基盤の整備促進

施設の整備状況

第8期高齢者保健福祉計画において、令和12（2030）年度末の整備目標を設定



課題と取組の方向性

【整備に向けた課題】

- ◆ 施設整備に係る事業者負担の軽減、施設用地の確保
- ◆ 施設・在宅サービスのバランスのよい整備、施設の地域偏在の解消
- ◆ 施設における居住環境の改善、安全・安心の確保

第8期計画における取組の方向性

- ◆ 整備率が低い地域等への整備費補助の拡充
- ◆ 施設用地確保に対する支援の充実
- ◆ 大規模改修、居住環境の整備への支援
- ◆ 災害・感染症対策への支援

令和5年度における主な取組

施設整備への支援

- ◎ 特別養護老人ホーム・介護老人保健施設の整備費補助 R5拡充
 - ・ 整備率の低い地域への補助単価を加算（R3年度～最大1.8倍）
 - ・ 建築費上昇に対応するための高騰加算を増額（基準単価の40%）
(例) 創設(ユニット型/併設なし)：最大1,100万円/床（高騰加算含む）
- ◎ 認知症高齢者グループホームの整備費補助 R5拡充
 - ・ 整備率の低い地域への補助単価を1.5倍に加算（R3年度～対象拡大）
 - ・ 高騰加算を増額（創設の場合、800万円/ユニット）
(例) 創設(2ユニット/併設なし)：最大1億960万円/施設（高騰加算含む）
- ◎ 地域密着型サービス等の整備費補助 R5拡充
 - ・ 地域密着型特別養護老人ホーム・併設ショートステイの高騰加算を増額
- ◎ 開設前の人件費・備品購入費などの施設開設準備経費を支援

施設用地確保への支援

- ◎ 公有地の活用促進
 - ・ 都有地を原則50%減額、最大90%まで減額して貸付
 - ・ 区市町村所有地での特養・老健整備に対する区市町村補助を支援（補助率1/2、最大2億円）
- ◎ 定期借地権の一時金に対する補助
 - ・ 路線価の1/2(特養・老健は最大3/4)、最大10億円まで補助
- ◎ 特養・老健の借地料を補助 時限延長
 - ・ 民有地・国有地の借地料60か月分を補助（最大2,500万円/年）
- ◎ 区市町村が行う施設整備用地確保の取組を支援
 - ・ 説明会・土地所有者とのマッチング等（補助率2/3、最大979.3万円）

環境整備への支援

- ◎ 大規模改修や居住環境の改善等に向けた改修を支援 R5拡充
 - ・ 建築費上昇を踏まえ補助を増額（大規模改修:補助率1/2、最大6,000万円）
- ◎ 非常用自家発電設備などの防災・減災対策設備の整備を支援
- ◎ 簡易陰圧装置など感染症対策設備の整備を支援

- ◎ 災害や感染症の発生に備えたBCPの策定を支援

- ◎ 介護現場のDX・タスクシェア促進事業 R5新規
 - ・ 掃除・配膳ロボットの導入を支援（補助率1/2、最大120万円）
 - ・ 入所者とのコミュニケーションを行う分身ロボットを活用した介護業務のタスクシェアについて検証

介護サービス事業所のBCP策定支援事業について

基本的考え方

- 介護サービスは、利用者や家族の生活を継続する上で欠かせないもの
- 新型コロナウイルス感染症の発生や、自然災害の激甚化、介護施設・事業所の被災
- 日頃から感染症・災害が発生した場合に備えた取組みを推進し、利用者に対して必要な介護サービスが安定的・継続的に提供される体制が必要

令和3年度制度改正（BCPの策定等の義務化）

【令和5年度までは努力義務、令和6年度から義務】

- 「感染症」及び「災害」に係る業務継続計画を策定
 - ・サービスの継続、あるいは早期再開を図るための計画
- 研修の実施
 - ・業務継続計画の具体的な内容を職員間に共有、すべての従業者が参加
 - ・定期的研修（年1回以上）+新規採用者への研修
- 訓練の実施
 - ・すべての従業者が参加、年1回以上、机上と実地を組み合わせて実施

令和5年度の取組内容

①BCP策定支援研修会

- ・オンライン形式での研修会（2回実施）

ポイント

- ・各サービス種類の特性を踏まえた研修会
⇒ 訪問系サービス等と通所系サービスに分けて開催（訪問系1回・通所系1回）
- ・各事業者の真に悩んでいる点に焦点
⇒ 事前質問の内容を講義内容に反映

理解が深まるまで繰り返し視聴可

②フォローアップ相談

- ・オンライン形式での個別相談

ポイント

- ・各事業所の特性を踏まえた相談
⇒ 立地条件や人員体制などの特性を踏まえて、事業所と講師が1対1で相談

③研修会動画の配信

- ・研修会動画をインターネット配信

ポイント

- ・研修会に参加後、理解を深めたい場合
⇒ 繰返し視聴可能
- ・都内事業所全体の防災対応力向上
⇒ 区市町村指定の地域密着型サービス事業所なども視聴可能

事業内容

対象

居宅サービス事業所(都指定)

居宅サービス事業所(都指定)
のうち小規模事業者で
フォローアップを希望

居宅サービス事業所
地域密着型サービス事業所
居宅介護支援事業所